

契約ってなんだろう？

① 次のうち、『契約』に当てはまるのはどれでしょう？

A DVDを借りる

B 宅配ピザを頼む

C 電車に乗る

D 大学に入学する

E 医者診察を受ける

F 洋服を買う

② 次のうち、『契約』が成立したのはいつでしょう？



③ 次の場合、お店は返品を拒めるでしょうか？

お店でスポーツシューズを買ったけど、その帰りに別のお店でもっと安いのが見つけた。返品したいんだけど。



『契約』とは、一言でいえば法律的責任の生じる『約束』のことです。

当事者双方の合意（「売りたい」と「買いたい」の意思表示が合致）によって成立するもので、たとえ口約束でも契約は成立します。

契約書を作成し判を押すのは、文章にして内容をはっきりさせ、確かに契約したという証拠を残すためです。

契約は、自由に結ぶことができますが、いったん契約すると、それを守る義務が生じます。

契約書のあるなしにかかわらず、契約内容を守るのは当然のことです。

原則として、一度結んだ契約は勝手にやめることはできません。

しかし、クーリング・オフ制度（P7参照）を利用して解約することや、

次のようなときは条件次第で契約をやめることが認められる場合があります。

- 間違っ て契約した場合（錯誤）
- だまされたり、脅かされたりして契約した場合（詐欺・強迫）
- 未成年者が法定代理人（親等）の同意なく契約した場合（未成年者取消）
- 消費者契約法を利用する場合（P8上段参照）

いずれにしても、一度結んだ契約をやめるのは大変なことです。契約はくれぐれも慎重にしましょう。

